

北海道私立中学高等学校協会会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、北海道私立中学高等学校協会（以下、本会という）と称する。〔略称：道私立中高協会〕

(事務所の所在地)

第 2 条 本会は、事務所を札幌市中央区北 1 条西 6 丁目私立学校教職員共済組合北海道会館に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、北海道で私立の中学校、高等学校（以下、私立高等学校等という）を設置する学校法人相互の連携と協力によって、私学経営の安定を図り、もって私立高等学校等の教育の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 私立高等学校等の振興に関する事業
- (2) 私学関係団体との連絡提携に関する事業
- (3) 関係行政機関に対する要望活動並びに連絡提携に関する事業
- (4) 学校法人並びに私立高等学校等の管理、運営、教育に関する事業
- (5) 学校法人並びに私立高等学校等の経営、教育に係わる調査研究に関する事業
- (6) 私立高等学校等の教職員の研修に関する事業
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 組 織

(組織及び会員)

第 5 条 本会は、北海道内の私立高等学校等をもって組織し、それらの学校を設置する学校法人の理事長及び当該学校の校長（以下、「学校法人の理事長等」という）を会員とする。なお、中学校と高等学校の校長が別々に選任されているときは、当該校長のいずれか 1 名をもって会員とする。

また、理事長及び校長の職にある者を会員として登録出来ないとき、又は理事長と校長が同一人であるときは、当該学校法人においてあらかじめ理事長及び校長の職を代行出来る者を指名し登録することにより会員として認めることができる。

(入会及び退会)

第 6 条 学校法人の理事長等が会員として入会しようとするときは、本会所定の入会申込書により学校法人の理事長から会長へ申し込まなければならない。

- 2 会員が退会しようとするときは、その理由を付して所定の申込書により学校法人の理事長から会長に届け出なければならない。
- 3 学校法人が前2項の手続きを行う場合は、所定の申込書に入会又は退会についての学校法人理事会の議決を経たことを証する文書を添付しなければならない。
- 4 会員の入会又は退会については、本会理事会においてその可否を決定し、会長から当該学校法人の理事長に対しその諾否を通知するものとする。

(会費・負担金)

第7条 会員は、別に定める会費・負担金を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 学校法人が解散したとき。
- (3) 学校法人が設置する私立高等学校等が廃校したとき。
- (4) 除名されたとき。

(除名)

第9条 本会は、次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経てその会員を除名することができる。

- (1) 本会の名誉を著しく傷つける行為があったとき。
- (2) 正当な理由がなく、会員としての義務を怠ったと認められるとき。

(支部)

第10条 本会に次の支部を置く。

札幌支部、小樽支部、函館支部、胆振支部、旭川支部、道東支部

- 2 支部には、支部会員から選出された支部長を置く。
- 3 支部長は、会長と連絡を密にし、支部内の業務を行う。
- 4 支部長は、理事とする。

(部会等)

第11条 本会に次の部会及び事務局を置く。

- (1) 経営管理部会
- (2) 教育振興部会
- (3) 研修部会
- 2 部会に委員を置き、委員は会員中より会長の指名する者をもって構成する。部会委員の員数は会長が別に定める。
- 3 部会に臨時委員を置くことができる。臨時委員は教職員、学識経験者等とし、会長が委嘱する。
- 4 部会に部会長を置く。

- 5 部会で協議された事項は、会長から会員に周知する。
- 6 本会は、会長の諮問に応じて専門部会及び特別委員会を設けることができる。専門部会及び特別委員会に委員若干名を置き、委員は会長が会員、学識経験者等から委嘱する。

(部会等の業務)

第12条 部会は、それぞれ次に掲げる主な事項に関する業務を行う。

なお、部会業務の細部については、それぞれの部会の協議を経て会長が別に定めることができる。

(1) 経営管理部会の業務

- ア 本会の組織、運営の基本に関する事項
- イ 他の私学団体との連絡提携に関する事項
- ウ 学校法人及び私立高等学校等の振興に係る関係行政機関に対する要望活動並びに連絡提携に関する事項
- エ 本会の会計、財産に関する事項
- オ 広報活動に関する事項
- カ 各部会との調整に関する事項及びその他の他の部会に属さない事項

(2) 教育振興部会の業務

- ア 私立高等学校等の振興の基本に関する事項
- イ 私立高等学校等の教育・入学試験、生徒収容に関する事項
- ウ その他の他の部会に属さない私立高等学校等の教育活動に関する事項

(3) 研修部会の業務

- ア 私立高等学校等の教職員の研修に関する事業
- イ 私立高等学校等の経営、教育に係る調査研究に関する事項
- ウ その他の他の部会に属さない研修及び調査に関する事項

2 各部会は、上記の業務のほか、会長の諮問に応ずることができるものとする。

第 3 章 役 員

(役 員)

第13条 本会に、次の役員を置く。

理 事 17名以内とする

監 事 2名

- 2 理事のうち1名を会長、3名を副会長、3名を常任理事（部会長）とする。また、理事は、支部長及び会長の指名する部会委員をもって充てる。
- 3 会長、副会長、監事は総会で選出し、常任理事、理事は会員から会長が指名する。
- 4 会長、副会長、常任理事は原則として支部長を兼ねることができない。
- 5 監事は、理事を兼ねることができない。

(職 務)

第14条 会長は、本会を代表し、その職務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。また、副会長は、常設部会をそれぞれ分担し受けもつものとする。
- 3 常任理事及び理事は、本会の業務を執行する。
- 4 監事は、本会の業務及び会計に関する執行状況を監査し、総会に報告しなければならない。

(任 期)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された者の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報 酬 等)

第16条 役員は無給とする。

- 2 役員には費用を弁償することができる。

第 4 章 総 会

(種 別)

第17条 本会の総会は、定例総会及び臨時総会とする。

(総会の付議事項)

第18条 総会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (2) 事業計画及び収支決算に関すること。
- (3) 会則の変更に関すること。
- (4) その他重要と認めたこと。

(総会の開催)

第19条 定例総会は毎年1回、臨時総会は会長が必要と認めたとき、又は会員の4分の1以上より要求のあったときに開催する。

(招 集)

第20条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第21条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選出する。

(議 決)

第22条 総会の議事は出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議 事 録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 審議事項及び議決事項
- (3) 議事の経過の概要及びその結果

2 議事録には、その会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第 5 章 理 事 会 等

(理事会等)

第24条 理事会は、理事をもって構成し、会務の執行につき決定する。

- 2 常任理事会は、会長、副会長、常任理事をもって構成し、理事会に付議すべき事項を協議し、又は緊急を要する事項を決定する。
- 3 支部長会は、会長、副会長、常任理事及び支部長をもって構成し、会務の執行につき連絡調整を図る。
- 4 監事は、必要に応じ理事会及び支部長会に出席することができる。

(招集及び議長等)

第25条 理事会、常任理事会及び支部長会は、会長が招集する。

- 2 理事会、常任理事会及び支部長会の議長は、会長とする。
- 3 理事会、常任理事会及び支部長会の議事は、出席した役員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 6 章 顧 問

(顧 問)

第26条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は本会の業務に関し、会長の諮問に応ずる。
- 4 顧問の任期は第15条（役員の任期）の規定を準用する。

第 7 章 財 産 及 び 会 計

(財産の構成)

第27条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費・負担金
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 補助金
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第28条 本会の財産は、会長が管理する。

(経費の支弁)

第29条 本会の経費は、本会の財産をもって支弁する。

(会計年度)

第30条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 8 章 事 務 局

(設置等)

第31条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には所要の職員を置き、会長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(備え付け帳簿及び管理)

第32条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 会則
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 役員及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (5) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (6) その他必要な帳簿及び書類

第 9 章 解 散 等

(解 散)

第33条 本会は、理事会の決定を経て、かつ総会において出席会員の4分の3以上の議決を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第34条 本会が解散のときに有する残余財産は、理事会の決定を経て、かつ総会におい

て出席会員の4分の3以上の議決を得て類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第 10 章 補 足

(委 任)

第35条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(附 則)

- 1 この会則は平成8年5月23日より施行する。
- 2 本会の設立当初の会員は、第6条の規定にかかわらず、別紙会員名簿のとおりとする。
- 3 本会の設立当初の役員のうち、会長、副会長及び監事は、第13条第3項の規定にかかわらず別紙名簿のとおりとし、その任期は、第15条の規定にかかわらず平成10年度定例総会時までとする。
- 4 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第18条及び第29条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
- 5 従来、北海道私立高等学校振興協会及び北海道私学協会に属した権利業務の一切は、本会が継承する。
- 6 この会則は平成24年6月1日より施行する。

第 4 条 関 係 (事 業)

加盟あるいは運営協力をする団体は、次のとおりとする。

- (1) 日本私立中学高等学校連合会、日本私学教育研究所、私学研修福祉会、全国私学経営者連絡協議会、全国私学父母の会等
- (2) 北海道私学団体連合会、北海道公私立高等学校協議会、北海道私立高等学校入試協議会、北海道私学父母の会、北海道高等学校長協会私立部会等